

答弁書第一六八号

内閣参質一八九第一六八号

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問に
対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十七年六月十二日内閣参質一八九第一五二号）一から四までについてで「ぱちんこ屋の営業者以外の第三者が、ぱちんこ屋の営業者がその営業に関し客に提供した賞品を買い取ることは、直ちに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十三条第一項第二号違反となるものではないと考えられる」とお答えしたのは、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるためである。

